

2022年9月28日

被保険者各位

## 公金受取口座を活用した保険給付等について

平素は、健保事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件、公的給付等を受け取るための口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するため、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）」が令和3年5月19日に公布、順次施行されているところである。

これに伴い、令和4年10月からは公金受取口座を活用した保険給付（以下「保険給付」という。）等の運用が開始されます。下記内容をご確認のうえ、被保険者ならびに関係各所へご周知のほど、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 概要

公金受取口座は、公的給付等を受け取るための口座として、マイナポータル等において事前に国へ登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続等に活用できる制度です。

令和4年10月から、健康保険法に係る保険給付について、被保険者等が申請手続の際に、公金受取口座を利用する意思を示すことにより、金融機関名称や口座番号等を記載することなく、受給することが可能となります。

#### 2. 対象となる保険給付等

被保険者等が資格喪失後に健保へ申請する保険給付および付加給付並びに任意継続被保険者及び特例退職被保険者の保険料の還付が対象となります。

なお、在職中の給付につきましては、原則、これまで通り事業主への受領委任払いとなります。

#### 3. 各種申請書様式等の見直し

対象となる保険給付の各種申請書様式に公金受取口座を利用する意思表示欄を設けます。

9月30日に新様式をホームページへ掲載いたしますので、新様式をダウンロードいただきますようお願いいたします。

#### 4. お問い合わせ先

パナソニック健康保険組合 保険業務部  
TEL：0120-878-863（フリーダイヤル）

以上